

後ヲ得テ対策帳中
右及申(通)報候也

別記

- 1. 重要事項(1) 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 2. 重要事項(2) 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 3. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 4. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 5. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 6. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 7. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 8. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 9. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 10. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 11. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 12. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 13. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 14. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 15. 出賃者于夜四時ニセラレタリ
- 16. 出賃者于夜四時ニセラレタリ

第拾第一七四三號

昭和三年四月四日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達海峯 殿
社会 會 長 吉 友 殿

6.5.5
2427

赤白系結核菌等屬爭議に關スル件 第二報

要旨

赤白系結核菌等屬爭議に關スル件 第二報
赤白系結核菌等屬爭議に關スル件 第二報

標記事項具後ノ状況左記ノ通

記

一、交渉状況

二十六日午後四時從業員代表眞田一精 竹岡吉太郎 牧白眞
等三名ハ事務所ニ於テ工場主ト會見先ツ眞田ヨリ第一回要旨